

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の改正に関する試案（追加試案）」に対して寄せられた意見の概要

意見募集の結果，国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の改正に関する試案（以下「追加試案」という。）に対し，合計16通（団体から6通，個人から10通）の意見が寄せられた。

意見を提出した団体の名称と本資料中での略称は，別紙のとおりである。

この資料では，追加試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を【賛成】【反対】などの項目に整理し，意見を寄せた団体等の名称を紹介するとともに，理由等が付されているものについてはその関連部分の概要を紹介している。また，その他の意見については【その他の意見】などとしてその概要を紹介している。

なお，寄せられた意見の中で，表現等が異なっても同趣旨の意見と判断されるものについては，同一の意見として取りまとめた。

1 間接強制の前置に関する規律の見直し

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約実施法」という。）第136条の規律（間接強制の前置に関する規律）を見直し，子の返還の代替執行の申立ては，次の から までのいずれかに該当するときでなければすることができないものとする。

民事執行法第172条第1項の規定による決定が確定した日から2週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合は，その期間を経過したとき）

民事執行法第172条第1項に規定する方法による強制執行を実施しても，債務者が常居所地国に子を返還する見込みがあるとはいえないとき。

子の急迫の危険を防止するため直ちに子の返還の代替執行をする必要があるとき。

（意見の概要）

【賛成】大阪弁，FPIC，全相協，日弁連，個人

規律の見直しの必要性に関する意見

- ・ 間接強制の前置を一律に要求する現行の規律は，子の返還の手続を遅延させており，ハーグ条約が子の迅速な返還を求めていることとの関係で問題がある。（大阪弁，日弁連，個人）
- ・ 強制執行の申立てについて一律な規律を設けることは難しく，個別具体的な検討が必要であるから，子の状況に合わせて柔軟かつきめ細かく対応することができるようにある程度の選択肢を設けることが必要であり，本文の規律は適切である。（全相協）

具体的な規律の在り方に関する意見

- ・ 本文 に加え，同 ， のとおりの規律を設けることは実務に即しており，相当である。（FPIC）
- ・ 本文 の要件については，いわゆる執行妨害的な場面を含むように，「子に対する急迫の危険を生じさせる行為及び債務者又は第三者による子の返還を困難にする行為を防止するため，直ちに子の返還の代替執行をする必要があるとき」との文言にすることも考えられる。（個人）

規律の解釈・運用に関する意見

- ・ 本文 の要件については，間接強制決定が確定するまでに相当長期間を要する可能性を否定することができないため，本文 の要件の解釈に当たっては，返還命令の確定前後における返還方法についての話合いの場等において債務者に返還を拒絶する意思がうかがわれる場合や，債務者が返還

申立事件での主張と同様の主張を繰り返して返還そのものを争っている場合を含め、相当広範に要件が充足されるような運用がされるべきである。
(日弁連)

- ・ 本文、の要件については、限定的に解釈されるべきではなく、特に、同の要件については、債務者が子の心理に悪影響を及ぼしている場合や、いわゆるネグレクトといわれる状況がある場合も当然に含まれるべきである。(大阪弁)
- ・ 債務者やその親族による困り込みがされているなど子に対する支配や影響力が強い場合には本文の要件を満たすとも考えられる。また、本文の要件についても、当事者間で任意の返還に向けた交渉が重ねられていたといった事情がなく、単に一定期間が経過したというだけでは子の返還の代替執行の申立てを認めるべきではないが、必ずしも債務者が積極的に妨害行為をしている場面に限る必要はないと思われる。いずれにしても、これらの要件の判断に当たっては、家庭裁判所調査官による調査・勧告(ハーグ条約実施法第121条)を活用することも考えられる。(個人)

【反対】個人

規律の見直しの必要性に関する意見

- ・ 子の返還の代替執行は、子に対し、トラウマにつながるような大きな外傷を与えるおそれがあるため、間接強制前置の考え方は今後も維持されるべきである。債権者からの働き掛けによっても債務者が子の返還に応じなかったからといって、本文により間接強制前置を不要とするのは、子の負担軽減の努力を放棄するものである。また、本文についても、児童虐待の防止等に関する法律第2条に列挙された事由が存在し、債務者による監護を中止すべき場合に限られるべきである。(個人)

具体的な規律の在り方に関する意見

- ・ 本文やの要件については、具体的にどのような場合を指すのかという点や、誰がどの時点でどのような事情に基づいて認定するのかという点が不明確である。(個人)

2 債務者の審尋に関する規律の見直し

執行裁判所は、民事執行法第171条第3項の規定にかかわらず、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、債務者を審尋しないでハーグ条約実施法第134条第1項の決定(子の返還を実施させる決定)をすることができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，F P I C，全相協，日弁連，個人

規律の見直しの必要性に関する意見

- ・ 代替執行の手續において，例外なく債務者の審尋をしなければならないものとする，子を迅速かつ適切に常居所地国に返還するというハーグ条約の趣旨を実現することができない。(大阪弁，個人)

本文の規律の解釈・運用に関する意見

- ・ 債務者が代替執行を妨害する目的で子を移動させ，審尋に応じず又はこれをいたずらに遅らせるような場合には，迅速な執行の実現が図られず，ハーグ条約実施法の趣旨を達成することができなくなるため，債務者を審尋しないで手續が進められる場合も認めるべきである。(日弁連)
- ・ 審尋は，債務者に対して弁明の機会を与えるために行うものであるから，書面審尋により簡易に行うことが望ましい。(大阪弁)
- ・ 審尋は，債務者に対して任意の履行を促す最後の場となり得るので，審尋を行わない場合を極力限定すべきであり，審尋の方法も可能な限り口頭(対面)で行うことが望ましい。(全相協)

具体的な規律の在り方に関する意見

- ・ 本文1 又は の要件との関連性をより明確にする観点から「申立て及び事件の記録から本文1 若しくは に該当することが明らかであるとき又は既に債務者を審尋しているときは」との文言にすることも考えられる。(個人)

【反対】個人

規律の見直しの必要性に関する意見

- ・ 現に子を監護しているのは債務者であるから，執行裁判所が子の現況や債権者と子との関係の質などを知り，かつ，債務者に任意の履行を促すためにも，債務者の審尋を省略すべきではない。(個人)

具体的な規律の在り方に関する意見

- ・ 本文の要件については，具体的にどのような場合を指すのかという点や，誰がどの時点でどのような事情に基づいて認定するのかという点が不明確である。(個人)

3 子と債務者の同時存在に関する規律の見直し

ハーグ条約実施法第140条第3項の規律(子と債務者の同時存在に関する規律)を見直し，同条第1項又は第2項の規定による子の監護を

解くために必要な行為は、債権者が執行の場所に出頭した場合に限り、することができるものとする。

執行裁判所は、債権者が執行の場所に出頭することができない場合であっても、その代理人が債権者に代わって執行の場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、前記の規定にかかわらず、債権者の申立てにより、当該代理人が執行の場所に出頭した場合においても、ハーグ条約実施法第140条第1項又は第2項の規定による子の監護を解くために必要な行為をすることができる旨の決定をすることができるものとする。

執行裁判所は、いつでも前記の決定を取り消すことができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，F P I C，全相協，日弁連，個人

規律の見直しの必要性に関する意見

- ・ 子と債務者の同時存在については、子を高葛藤の場面に置くことになり、債務者が子を抱きかかえて離さないことにより子の危険を招く必要があるため、本文のような規律によるべきである。(大阪弁)
- ・ 現行のハーグ条約実施法と同様の運用をしている国内の子の引渡しの強制執行においても、債務者が不在であるために執行不能で終了する事例が少なくなく、子と債務者の同時存在を要件とすると、子の返還の代替執行の実施が債務者のイニシアティブに委ねられてしまい、適切でない。(F P I C)
- ・ 債務者と別れる子の不安を最小化するためにも債権者は必ず執行の場所に出頭すべきである。(全相協)
- ・ 現行の規律では、子が債務者と一緒にいる場面でなければ解放実施をすることができないとされていたが、これによって、債務者が意図的に子と一緒にいないように画策して執行を妨害することが可能となっており、執行が著しく困難となるという問題が指摘されていた。(大阪弁，日弁連)

本文の規律の解釈・運用に関する意見

- ・ 債権者の「代理人」の出頭についても幅広く認められるべきである。(大阪弁)
- ・ 債権者やその親族が外国に居住している場合も多いため、債権者本人が執行の場所に出頭することができない場合には、債権者の代理人に限らず、児童心理の専門家を含め、子が安心することのできる者の出頭を広く認め

るべきである。(日弁連, 個人)

- ・ 「代理人」の範囲については, 子と情緒的なつながりのある親族等に絞るような運用が望ましい。(F P I C)
- ・ 債権者の「代理人」による出頭は誰が見てもやむを得ないという極めて限定的な場合に限るべきであって, 代理人としては, 子がよく知っている者(子が一緒にいて安心することのできる人間関係を築いている者)がふさわしく, 子の扱いに慣れている法律専門家や児童心理の専門家というだけでは不十分であるとする。(全相協)

具体的な規律の在り方に関する意見

- ・ 個別の事案によっては債権者の出頭が望ましくない場合もあり得るため, 裁判所が職権で代理人(専門家や子の代理人弁護士等)を指定することができるような規律を検討することも考えられる。(個人)
- ・ 債権者等が子の常居所地国(日本国外)に居住しているのが通常であるという理由のみをもって, 国際的な子の返還に関する規律を国内の子の引渡しに関する規律と異なるものとするには, 合理性がない。(個人)

【反対】個人

規律の見直しの必要性に関する意見

- ・ 本文の子と債務者の同時存在に関する規律を完全に撤廃することには反対であり, 債権者本人が子との間で子の恐怖や混乱を回避し得るような関係を形成している場合に限り, 債権者による執行の場所への出頭により強制執行を可能とすべきである。(個人)
- ・ 国際的な子の返還申立事件では, 監護の内容について審理を行うことが予定されておらず, 債権者が子と良好な関係にあるか, 子を適切に監護し得るかは不明であるから, 債権者が執行の場所に出頭すれば債務者がいなくても執行することができることとするのは不相当である。(個人)

具体的な規律の在り方に関する意見

- ・ (子と債務者の同時存在に関する規律を完全には撤廃しない前提に立った上で) 債権者の出頭により強制執行をすることができる旨の決定についても本文の取消しの対象とすべきである。また, 債権者が出頭することができない場合の「代理人」についても, 子の心理的負担を回避し得る債権者と同視し得る者に限定すべきである。(個人)

【その他の意見】

- ・ 本文の「代理人」については, 民事執行法の見直しと同様, 子の心身への影響を最小限にとどめる観点から, 債権者本人と同視し得るだけの実質を

有していることが求められるため、今後の議論や解説において、債権者の代理人弁護士を「代理人」とする場合も、当該弁護士がこのような実質を有していることを要する旨を明確にすべきである。（裁判所）

4 債務者の占有する場所以外の場所における執行官の権限等に関する規律の見直し

債務者の占有する場所以外の場所における執行官の権限等に関する規律を以下のとおりの内容に見直すものとする。

執行官は、ハーグ条約実施法第140条第1項に規定する場所（債務者の住居その他債務者の占有する場所）以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所の占有者の同意を得て又は後記の規定による許可を受けて、同項各号に掲げる行為をすることができるものとする。

執行裁判所は、子の住居がハーグ条約実施法第140条第1項に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができるものとする。

執行官は、前記の規定による許可を受けてハーグ条約実施法第140条第1項各号に掲げる行為をするときは、職務の執行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならないものとする。

（意見の概要）

【賛成】大阪弁，FPIC，全相協，日弁連，個人

規律の見直しの必要性に関する意見

- ・ 債務者の住居等以外の場所の管理権者のプライバシーや財産権の保障との調整の見地からは、その同意が得られない場合には執行裁判所の許可を必要とすべきである。（大阪弁）
- ・ 債務者の住居その他債務者の占有する場所における強制執行は、債務者が執行を困難にする心配があるので、その他の場所での強制執行を容易にする必要がある。（日弁連）

本文の規律の解釈・運用に関する意見

- ・ 運用に当たっては、事前準備として、執行官に対して債務者の占有する場所以外の場所での強制執行における留意事項等に関する研修を行うほ

か、当該強制執行の課題等についての事後検証を行うことが望ましい。(F P I C)

- ・ 執行場所については、実務経験を有する児童心理等の専門家の意見を聴き、助言を得て指定すべきであり、子の生活の中で大きな位置を占める学校や保育所での執行は極力避けるように配慮すべきである。(全相協)
具体的な規律の在り方に関する意見
- ・ 学校、幼稚園及び保育所等(の管理者)に対し、執行官による立入り等について同意するか否かを判断させるのは酷であるから、これらの場所についても、占有者の同意に代わる執行裁判所の許可により執行することができるようにすることも考えられる。(日弁連)
- ・ 学校、幼稚園及び保育所等については、その日のうちに子が外に出ることが予定されていること等から、上記許可の対象とする必要はない。(大阪弁)
- ・ 執行場所の占有者が債務者の親族等である場合には執行の必要性が高いが、保育所や学校である場合には、執行官による立入り等によって制約を受ける財産権等の内容に照らし、その制約が許容され難いため、本文のように「子の住居」に限定するのは当然である。(個人)
- ・ 立入りへの同意は直ちに家屋内の搜索への同意を意味するものではないから、同意の対象を明確にすべきである。(個人)

5 子の心身への配慮に関する規律の新設

執行裁判所、執行官及び返還実施者は、子の返還の代替執行の手続において、子の年齢及び発達の状態その他の事情を踏まえ、できる限り、強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならないものとする。

(意見の概要)

【賛成】 F P I C , 日弁連 , 個人

規律の見直しの必要性に関する意見

- ・ 追加試案が想定する間接強制前置や子と債務者の同時存在に関する規律の見直しにより、子の心身への負担が増すことになるのは明らかであり、本文の規律の新設は不可欠である。(個人)
- ・ 執行の際に子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮することは、当然のことであり、かつ、非常に重要なことである。(個人)

本文の規律の解釈・運用に関する意見

- ・ 運用に当たっては、児童心理に通じた専門家が強制執行に関与すること

が望ましく、そのような専門家の確保が容易でない実情に鑑み、その人員確保のための行政上の指導を切望する。(F P I C)

- ・ 家屋内の(執行の対象となっていない)子の心身に対する影響にも配慮すべきである。(個人)

具体的な規律の在り方に関する意見

- ・ 規律を新設する場合、債務者がこの規定を根拠に執行を拒絶するような事態が懸念されるため、強制執行の実効性(あるいは返還手続の公正かつ迅速な実現)を減殺することがないような規定とすべきである。(日弁連, 個人)
- ・ 対象となる手続については、子の返還の代替執行に限定しないとの考え方もあり得るように思われる。また、子の返還の代替執行だけでなく、間接強制や審尋の手続においても、立会人又は執行補助者として専門家の関与を求めることができるようにすることが望ましい。(個人)
- ・ 配慮する主体には、執行手続に立ち会う専門家や債務者も含めるべきであり、特に、国境を越えた子の返還の実現には債務者の協力が不可欠なので、債務者が子の返還の迅速な実現に協力すべきことを明記することも考えられる。(個人)

【反対】大阪弁

- ・ 執行の場面では、子の心身への有害な影響に限らず、子の福祉に配慮すべきであるから、本文の「できる限り、強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならない」という文言は「子の福祉に配慮しなければならない」とすべきである。(大阪弁)

【その他の意見】

- ・ 子に親の選択を迫るような規律は子にとって最も有害であって、子を常居所地国に迅速に返還することが子の利益にとって最も重要である。(個人)
- ・ 子の利益を保護するためには、子の発達や心理を的確に把握し、発達への影響を理解して対処することのできる専門家が必要不可欠であるから、裁判官を補佐する専門家が常駐する組織の整備が必要である。また、子の心身の負担を最小限に抑えるためには、経験を積んだ執行官の力量が物を言うので、子の返還の強制執行に慣れた執行官の育成(研修の機会の提供, 処遇改善)が急務である。(全相協)

(関連するその他の論点に関する意見の概要)

1 国内の子の引渡しの強制執行に関する規律との関係に関する意見

- ・ 国内の子の引渡しの強制執行に関する規律と国際的な子の返還の強制執行に関する規律は、同様の内容とするのが相当である。(個人)

2 刑事罰との関係に関する意見

- ・ 子の連れ去りについては、未成年者略取・誘拐罪(刑法第224条)を適用すべきである。(国際福祉人権研究財団,個人)
- ・ 強制執行による子の返還の実現より前に、可能な限り面会交流の機会を確保すべきである。(個人)

(別紙)

意見提出団体とその略称

団体名	略称
一般財団法人国際福祉人権研究財団	国際福祉人権研究財団
大阪弁護士会	大阪弁
公益社団法人家庭問題情報センター（F P I C）	F P I C
公益社団法人全国消費生活相談員協会	全相協
裁判所	裁判所
日本弁護士連合会	日弁連